

議案第86号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。</u>）の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （<u>臨時的に任用される職員</u>の給与） 第26条 <u>臨時的に任用される職員</u>のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者_____の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。 2 （略） 附 則 1～3 （略） 4 法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（<u>法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。</u>）の給与の種類及び基準については、この条例を準用する。	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員_____の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （<u>臨時的任用の職員等</u>の給与） 第26条 <u>臨時的任用の職員</u>のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員（<u>任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員を除く。</u>）の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。 2 （略） 附 則 1～3 （略） 4 法第57条に規定する単純な労務に雇用される者_____の給与の種類及び基準については、この条例を準用する。

改正後	改正前
（減給の効果） 第4条 減給は、1日以上6月以下給料<u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第2条第3項に規定する基本報酬）</u>の10分の1以下を減ずるものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第28条に規定する会計年度任用職員の減給の効果は、前項の規定に準じて、任命権者が定めるものとする。</u>	（減給の効果） 第4条 減給は、1日以上6月以下給料_____ _____ _____ の10分の1以下を減ずるものとする。 （新設）

改正後	改正前
（休職の効果） 第3条（略） 2～4（略） 5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項前段の</u> <u>規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法</u> <u>第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とし、同</u> <u>項後段及び第2項の規定は、適用しない。</u>	（休職の効果） 第3条（略） 2～4（略） （新設）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員<u>（法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。）</u>の旅費に関して必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員_____の旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

– 5 –

改正後	改正前
（給与の種類） 第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げるもの及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 （略） <u>（会計年度任用職員の給与）</u> 第17条 <u>第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</u> <u>2 前項に規定する職員については、第4条から第6条まで、第7条の2、第7条の3、第12条の2及び第14条から第14条の4までの規定は、適用しない。</u> 第18条 <u>第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</u> <u>2 前項に規定する職員については、第4条から第6条まで、第7条の2、第7条の3、第12条の2及び第14条から第14条の3までの規定は、適用しない。</u> <u>（臨時的に任用される職員の給与）</u> 第19条 <u>臨時的に任用される職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でないものの給与については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u>	（給与の種類） 第2条 企業職員で<u>常時勤務</u>を要する<u>もの及び</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 （略） <u>（非常勤職員の給与）</u> 第17条 <u>企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u> （新設） （新設）

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（9） （略） <u>（10） 特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当</u> <u>（特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当）</u> <u>第12条 特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当は、医師の確保が困難な地域として規則で定める地域に在勤して診療に従事する医師のうち市長が指定するものに対して支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、月額20万円とする。</u> （委任） 第13条 （略）	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（9） （略） （新設） （新設） （委任） 第12条 （略）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、常時勤務する一般職の職員（<u>臨時的に任用される職員</u>を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、常時勤務する一般職の職員（<u>臨時に雇用される者</u>を除く。以下「職員」という。）の定数について定めるものとする。

– 9 –

– 10 –

改正後	改正前
(2) <u>非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</u> (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u> ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当</u>	

改正後	改正前
<u>該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u> <u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u> <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>（1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u> <u>（2） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の5 （略）</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（5） （略） <u>（6） 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u> <u>（7） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている</u>	（新設） （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の3 （略）</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（5） （略） （新設） （新設）

改正後	改正前
<u>非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u> (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> (2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u> ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> (部分休業の承認) 第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定に基づく規則の規定による育児時間<u>又は同条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間<u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じ</u>	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____の うち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u> (新設) (新設) (部分休業の承認) 第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間</u>_____の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定に基づく規則の規定による育児時間<u>を承認されている職員</u>_____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____を減じ

改正後	改正前
た時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u> <u>4 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</u> <u>5 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第号。以下この項において「会計年度任用職員給与等条例」という。）第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。</u> <u>（1） 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与等条例第24条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額</u> <u>（2） 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与等条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u>	た時間を超えない範囲内で行うものとする。 （新設） <u>3 職員</u> が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 （新設）

改正後	改正前
<u>（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇）</u> 第18条 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同項第2号に掲げる職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</u> <u>（臨時的に任用される職員の休暇）</u> 第19条 <u>臨時的に任用される職員の休暇については、第11条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</u> （規則への委任） 第20条 （略）	<u>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</u> 第18条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については</u> <u>、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</u> （新設） （規則への委任） 第19条 （略）

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） 地方公務員法第22条 に規定する条件付採用になっている職員 （規則で定める職員を除く。） （4）・（5） （略）	（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員 （規則で定める職員を除く。） （4）・（5） （略）

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） 地方公務員法第22条_____に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 （規則で定める職員を除く。） （4）・（5） （略） 3 （略）	（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員 （規則で定める職員を除く。） （4）・（5） （略） 3 （略）

改正後	改正前
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） （略）	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員 ）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） （略）

改正後	改正前
（職員） 第3条 （略） （削る）	（職員） 第3条 （略） <u>2 所長は、非常勤の特別職とすることができる。</u>

改正後	改正前
(削る) (削る) (委任) 第13条 (略)	<u>(山林管理委員の設置)</u> <u>第13条 対象区域における市有林の保護管理のため、山林管理委員（以下「委員」という。）を置く。</u> <u>2 委員は15人以内とし、市長が委嘱する。</u> <u>3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(委員の職務)</u> <u>第14条 委員は、対象区域における市有林の経営管理上必要な事項について、市長の指揮監督を受けて当該市有林の保護管理に従事する。</u> <u>2 委員は、適時対象区域における市有林を巡視し、次の事項について被害を発見したときは、必要な措置を講ずるとともに、市長に報告するものとする。</u> <u>(1) 境界標その他の標識保全</u> <u>(2) 盗伐、誤伐、侵境、火災、害虫その他の被害</u> <u>(3) 林道、橋梁^{りょう}その他の構造物の保全</u> (委任) 第15条 (略)